

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の地域変更に伴う

中山間地域等直接支払制度の対象地域の変更について

令和4（2022）年4月
農村振興課

1 本県の中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地

中山間3法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法で指定された地域）、棚田地域振興法の指定地域及び知事特認地域において、次の農地要件を満たす農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地。

- (1) 法指定地域 ①通常基準・急傾斜農用地（田：1/20以上）、小区画・不整形な水田
②市町長の判断により対象となる農地・緩傾斜農用地（田：1/100以上1/20未満）・高齢化率・耕作放棄地率の高い農地
- (2) 知事特認地域 3法指定地域に隣接する旧市町村、農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

【栃木県の特認基準】

- ①対象地域：ア. 中山間3法（特定農山村法、山村振興法、過疎法）に地理的に接する農用地
イ. 農林統計上の中山間地域（中間農業地域及び山間農業地域）（旧市町村単位）
- ②対象農地：ア. 急傾斜農用地（田：1/20以上、畑・草地：15度以上）
イ. 急傾斜農用地と連坦して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地（田：1/100以上、畑・草地：8度以上）
- ※①の地理的に接する農用地の範囲は、旧市町村単位とする

2 過疎法の地域変更に伴う中山間地域等直接支払制度の対象地域の変更

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月1日制定）の対象地域変更により、那須烏山市の全域が過疎地域に指定されました、これにより那須烏山市全域が中山間直払制度の法指定地域に指定されます。それに伴い、隣接するさくら市の2地域（喜連川町、熟田村2-1）と高根沢町の2地域（北高根沢村、熟田村2-2）も中山間直払制度の「知事特認地域」に指定されます。

表1. 対象地域の変更

市町名	対象地域	変更後	変更前
さくら市	特認地域	上江川村、氏家町、喜連川町、熟田村2-1	上江川村、氏家町
	指定なし		喜連川町、熟田村2-1
那須烏山市	法指定地域	全域（境村、七合村2-1、向田村、烏山町、下江川村、荒川村）	境村、七合村2-1、向田村、烏山町
	特認地域		下江川村、荒川村
高根沢町	特認地域	北高根沢村、熟田村2-2	
	指定なし	阿久津町	阿久津町、北高根沢村、熟田村2-2

注. 本制度の地域指定は、昭和25年2月時点の区域で指定を行います。